

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 (小田下町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 23 日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大きくは2つの最寄りに分かれ、耕作をしている地域であり、その農業従事者はほとんどが60歳以上である。また、一つの最寄りには、他町からの認定農業者や担い手などで耕作されており、なんとか10年程度は現状維持は可能であるが、今後は、入り作の営農組合や認定農業者と協議を行い農地の集約化や集積を図る必要がある。

[地域の基礎的データ]

・集落営農組織無し・主な作物は水稻(一部山田錦)

(2) 地域における農業の将来の在り方

従事者の高齢化が加速する中、入り作営農組合や認定農業者及び同一井堰水系で灌漑する隣接の町と協議をして、広域的な集積・集約を図りながら、持続可能な営農維持のための構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある未整備農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じた貸付けを進めつつ、他町の営農組合や担い手との協議を行い、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家アンケートにより農家の意向を把握すると共に、日々変化する農業者の状況を最寄りの農会協力員が把握し、農地中間機構を通じて、担い手への貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画化は段階的な構想であることから、まずは現状の用水路等の管理の省力化や老朽化する農業施設の維持を多面的機能支払交付金を活用して進めることとする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、小野市及びJAと相談しながら定着まで切れ目なく取り組んで行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図られる防除作業や収穫作業は、JAや他町の営農組合への委託を進めることとする。また、これまで同様に、田植作業は継続して進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区による鳥獣被害対策として、設置した柵の保全管理作業の実施を具体的にマニュアル化して行う。
 ⑦現在も進めている多面的機能支払交付金を活用して、さらなる農地や農道等の保全管理の為の取組を進める。